

# グループホームのぞみ 重要事項説明書

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

令和 年 月 日

株式会社ワイグッドケア

# 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	株式会社ワイグッドケア
事業者の所在地	〒367-0063 埼玉県本庄市寿一丁目25番13号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 中島 一郎
電話番号	(0495) 71-6551

## 2 ご利用事業所

事業所の名称	グループホームのぞみ
事業所指定番号	1191600293
事業者の所在地	〒362-0064 埼玉県上尾市小敷谷716-1
管理者	杉山 健午
電話番号	(048) 871-7626
FAX番号	(048) 783-1130

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社ワイグッドケアが開設するグループホームのぞみが行う指定認知症対応型共同生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従事者が要支援又は要介護状態にある認知症である者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. グループホームのぞみは、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。また、そのことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう目指します。</li><li>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定認知症型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう努めます。</li><li>3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族等との結びつきを重視した運営を行い、他の地域密着型サービス事業者、市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保健施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者等との密接な連携に努めます。</li><li>4. 在宅復帰に向け、支援いたします。</li></ol>

#### 4 事業所の概要

##### (1) 敷地及び建物

敷 地		1,260 m <sup>2</sup>		
建 物	構 造	鉄骨3階建（耐火建築）		
	延べ床面積	649.52 m <sup>2</sup>	利用定員	18名

##### (2) 主な設備

設備の種類	数	備 考
食堂・居間	2室	各階に1室／兼用
浴 室	2室	各階に1室
便 所	6箇所	各階に3箇所
居 室	18室	各階に9室

#### 5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の 人数	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			15.3名	看護師 2名
計画作成担当者	2		2				介護福祉士 9名
介護職員	17	10		7			介護支援専門員 1名
							ヘルパー1級 1名
							ヘルパー2級 2名
看護師	2				2		初任者研修 1名
							甲種防火管理者 1名

#### 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管理者	常勤で兼務
計画作成担当者	常勤で兼務
介護職員	<p>&lt; 職員配置体制 &gt;</p> <p>①日中活動時間帯（7：00～ 20：00）6名～9名</p> <p>②夜間・深夜時間帯（20：00～翌日7：00）2名異常</p> <p>※ご利用者の状態や行事等に合わせて、適時必要な職員配置を行ないます</p>

#### 7 ご利用対象者

- (1) 要支援2・要介護1以上の方で、認知症であると医師より診断された方
- (2) 自傷他害の恐れがなく、共同生活を営むのに支障がない方
- (3) 日常的に医療的管理が必要でない方

## 8 サービスの概要及び利用料金

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料
日常生活の 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症による生活の不便や障害を考慮し、できる限り有する能力を生かした日常生活が営めるよう必要な援助を行います。</li> </ul>	介護報酬の告知上の額 (ただし、法定代理受領の場合は認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービス基準額の1割相当、法定代理受領でない場合は、同上サービス基準額相当額となります。)  ※同項(3)に記載
排せつの 介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・おむつを使用する方に対しては適宜交換を行います。</li> </ul>	
入浴の 介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴介助又は清拭を行います。</li> </ul>	
着替え等の 介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> </ul>	
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態に応じて、必要な場合は食事の介助を行います。</li> </ul>	
整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・シーツ交換及び寝具の天日干しは適宜、実施します。</li> </ul>	
移動・外出 等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用時や移動歩行時の転倒を防ぐため、適時必要な介助を行います。</li> </ul>	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションの看護師及び協力医療機関の医師により、定期的に訪問日を設けて日常の健康管理に努めます。また、異変時や緊急時等、必要な場合には速やかに主治医あるいは当該協力医療機関等に連絡し、必要な措置を講じます。</li> </ul>	
レクリエー ション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所では行事計画に沿って月1回以上、レクリエーション行事を行います。</li> </ul>	
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所は、利用者及びそのご家族等からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> (相談窓口) 施設長 櫻井 丈将	

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利用料
おむつの提供	利用者のご希望に応じて提供します。	実 費
通院・受診サービス	ホームの指定医療機関の通院受診は、当事業所の職員が同行、介助を行います。それ以外の医療機関への通院受診等は、ご家族でお願いします。	・ 介助料無料
救急対応・入院	救急対応の際はご家族等に連絡致します。その際には搬送先病院に必ず来て頂き対応をご家族にお願い致します。入院手続き、入院時の必要物の持ち込み、支払い等はご家族等をお願い致します。また退院手続き及び入院中のお世話についても、ご家族等をお願い致します。入退院の際の送迎も原則ご家族にお願い致します。(治療方針の決定、入退院手続き等はご家族等にしか行えない旨ご理解下さい。)	実 費
理美容サービス	ご希望に応じて、当事業所提携の理美容店にて、訪問理美容サービスをご利用頂けます。	実 費
健康管理	定期検診やインフルエンザ予防接種を行います。	実 費

(3) 利用料金

① 介護保険 1 割負担料 (2 割負担の方は 2 倍 : 3 割負担の方は 3 倍)

要介護度	基本単位 (1 日)	医療連携体制 加算(1 日)	口腔衛生管理 体制加算 (月)	地域単価
要支援 2	748		30	10.27 円
要介護 1	752	39		
要介護 2	787	39		
要介護 3	811	39		
要介護 4	827	39		
要介護 5	844	39		
	介護職員処遇改善 加算 I (30 日)	特定処遇改善 加算 II (30 日)	自己負担額 (30 日)	
要支援 2	2,494	517	26,169 円	
要介護 1	2,637	546	27,671 円	
要介護 2	2,754	571	28,895 円	
要介護 3	2,834	587	29,733 円	
要介護 4	2,887	598	30,292 円	
要介護 5	2,944	610	30,886 円	

上記のほかに、初期加算として入居 30 日間に限り 1 日 30 単位が加算されます。

### 【加算の内容】

#### ・初期加算

入居から 30 日間は 1 日当たり 30 単位が初期加算として加算されます。  
医療機関に 1 か月以上入院後、再入居する場合も加算されます。

#### ・医療連携体制加算 I

1 日あたり 39 単位が加算されます。当時業所は看護師を 1 名確保し、日常の健康管理や 24 時間連絡可能な体制及び医療との連携体制を取っています。

#### ・口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導がある体制に関して加算されます。

#### ・介護職員処遇改善加算 I

基本単位と加算の合計金額の 11.1% が加算されます。

#### ・介護職員等特定処遇改善加算 II

現行の介護職員処遇改善加算とは別の加算で 2.3% が加算されます。

### 【状態によって加算となる項目】

#### ・若年性認知症利用者受入加算

1 日当たり 120 単位が加算されます。(若年性認知症と診断された 65 歳未満の方)

#### ・認知症対応型入院時費用

1 日あたり 246 単位が加算され、1 月最大で 1,476 単位が加算になります。  
入院後 3 か月以内に退院が見込まれる場合、一月 6 日を限度として算定。  
(入院が月をまたいだ場合、最長 12 日まで算定。)

#### ・看取り介護加算

医師が回復の見込みがないと診断した利用者に関して介護に係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている場合に算定されます。

看取り介護加算 I 1 日 72 単位 (死亡日以前 31 日以上 45 日以下)

看取り介護加算 II 1 日 144 単位 (死亡日以前 4 日以上 30 日以下)

看取り介護加算 III 1 日 680 単位 (死亡日以前 2 日又は 3 日)

看取り介護加算 IV 1 日 1,280 単位 (死亡日)

#### ・退去時相談援助加算 400 単位 (一人につき 1 回を限度)

入居期間 1 か月以上の利用者が退去後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するとなった際に本人及び家族に対し退去後の生活について相談し、退去日から 2 週間以内に、関係する地域包括支援センター等に対し入居者の介護状況等の必要な情報を提供した場合に加算されます。

※介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合がございます。

その場合には、事前に書面でご案内いたします。

② 介護保険外の実費負担料金

1. 家賃	1か月（30日あたり）	75,000円
2. 食材費	1か月（30日あたり）	39,000円
3. 水道光熱費	1か月（30日あたり）	15,000円
<p>&lt;その他&gt;</p> <p>※入所時にお部屋の防災カーテンをご用意いたします。</p> <p>※月途中での入退所の場合、食材料費・水道光熱費・家賃は、日割り計算となります。</p> <p>※退去時には、お部屋の現状復帰としてリフォーム代：46,440円～、ベットのクリーニング代：3,780円～が必要となります。また廃棄物等の処理代等、別途かかる場合は、別途の実費が必要となります。（状況により料金は変動します。）</p> <p>※共同生活を行う上で、他の利用者に対し迷惑をかける等の問題が生じた場合は、お部屋の移動をお願いすることがあります。</p>		

③ お支払い方法は、口座引き落としとさせていただきます。

1. 指定銀行	武蔵野銀行 本庄支店
2. 口座名義	株式会社ジャパンエクシード グループホームのぞみ
3. 口座種類	普通
4. 口座番号	1044318
<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※口座引き落とし日は、毎月20日又は27日です。</p> <p>※ただし口座手続きが完了するまでは、上記の指定銀行に月末までにお振込みをお願いします。</p>	

9 苦情等申立先

苦情申し立て窓口	電話	受付時間
株式会社ワイグッドケア お客様相談窓口	0495-71-6551	平日9:00～18:00 (土日祝祭日、年末年始休み)
グループホームのぞみ 施設長 櫻井 丈将	048-871-7626	平日9:00～18:00
上尾市役所 健康福祉部 高齢介護課 管理給付適正担当直通	048-775-6473	平日8:30～17:00 (日祝祭日、年末年始休み)
埼玉県国民 健康保険団体連合会	048-824-2568	平日8:30～17:00 (土日祝祭日、年末年始休み)
埼玉県運営適正化委員会	048-822-1243	平日9:00～16:00 (日祝祭日、年末年始休み)

## 10 協力医療機関

医療機関の名称	石橋内科クリニック	さいたま訪問診療所	東整形外科
院長名	石橋 勇	曾束 竜久	大津 喜章
所在地	上尾市中分 1-1-6	さいたま市浦和区 北浦和 4-2-6 中村ビル 302 号	さいたま市見沼区 東大宮 5-34-25
電話番号	048-783-1484	048-834-3966	048-682-1010
診療科目	内 科	内 科	整形外科
救急指定の有無	無	無	無
入院設備	無	無	無
	各医療機関との調整に応じて行う。		
契約の概要	上記医療機関は、利用者に病状の急変があった場合や必要な場合に、当事業所に適切な指示・助言を行います。		

医療機関の名称	デンタルケアあげお	特別養護老人 ホームパストーン浅間台
院長名	大塚 康寛	
所在地	上尾市富士見 2-18-1 T R F 富士見 102	上尾市浅間台 2-17-1
電話番号	048-699-0843	048-777-1001
診療科	歯 科	介護施設

## 11 秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族又は代理人の秘密を守ります。また、退職した場合においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、採用時、職員にこれらの秘密を保持するべき旨を記載した誓約書に署名捺印することを義務づけています。

## 12 個人情報の取り扱い

利用者及びその家族の個人情報の取り扱いには十分に注意し、流出することがないように保管・管理には充分注意します。ただし、以下の内容については利用者及び家族の同意を得た上で情報の提供を行う場合があります。

- ① 利用者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- ② 他のサービス利用や退居時等にかかる他施設、他事業所、医療機関等への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- ③ サービス担当者会議や外部評価等、利用者の生活の質を担保し、向上を図る上で必要な利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- ④ ホーム内に活動写真を掲示させていただいております。また、ホームページやパンフレットにも一部顔や姿が写った活動写真を掲載させていただいております。個人情報の保護等に十分な配慮をしていきますので、ご協力をお願いします。

### 13 緊急時等の対応

病状の急変及び怪我、窒息、意識不明、急な発熱など緊急時の場合には、速やかに適切な対応を講じ提携医に連絡、その指示に従い、ご家族等に連絡します。また、行方が不明になった場合は、速やかに最寄りの派出所及び上尾警察署に連絡、捜索依頼をすると同時にご家族等にも報告し、職員が緊急連絡網で出動、捜索を行います。

### 14 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、市町に報告する等必要な措置を講じます。当事業所は、万が一の事故に備えて損害賠償保険に加入しています。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はその対象とはなりません。

### 15 非常災害時の対策

近隣との協力関係	近隣住民や町内会と連携し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	年2回以上、避難・救出等の訓練を職員、利用者共に参加して実施します。			
防火管理者の届出 防火管理者	上尾市消防本部へ届出			
消防用設備の点検	年2回（7月・11月）			
防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	なし
	避難救助袋	なし	屋内消火器	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	なし
	カーテン・ブラインド等は防煙性能のあるものを使用しております。 居室においても、防災対応でご協力お願いいたします。			

16 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

面会・差し入れ	面会はいつでも可能ですが、来訪時には必ずその都度職員に届出てください。また、宿泊される場合には必ずお申し出ください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診 (外来受診)	原則ご家族に対応をお願い致します。転倒等、当方で必要と判断した際はご家族に連絡し受診の予約、同行をし、医師の診断結果や指示等を適切に把握し、家族等に報告します。(治療方針の決定等はご家族にしか行えませんのでその際はご相談させていただきます。)また、職員間で報告・申し送りを行い、指示に従った服薬介助等を行います。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、原状回復のため実費負担していただく場合があります。
喫煙・飲酒	火災防止のため施設敷地内において完全禁煙です。また飲酒に関しても施設内での飲酒はご遠慮頂いております。
所持品の管理	本人及び家族等から依頼があれば、当事業所で管理をします。
現金等の管理	原則的にはお預かり致しませんが、本人及び家族等から依頼があれば、少額であれば当事業所での管理を検討します。当方の過失により紛失等、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

【事業所】 埼玉県上尾市小敷谷 7 1 6 - 1  
グループホームのぞみ

説明者名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて上記説明者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

【利用者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【身元引受人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (続柄)

# グループホームのぞみ 料金表

2021.4.01

実費分	1か月(30日あたり)	1日(目安)
家賃	75,000	2,500
食材料費	39,000	1,300
水道光熱費	15,000	500
合計	129,000	4,300

介護保険負担分								
介護度	基本単位	医療連携加算 I	1日合計単位	口腔衛生管理体制加算	30日合計単位	処遇改善加算 I	特定処遇改善加算 II	総合計単位①
要支援2	748		748	30	22,470	2,494	517	25,481
要介護1	752	39	791	30	23,760	2,637	546	26,943
要介護2	787	39	826	30	24,810	2,754	571	28,135
要介護3	811	39	850	30	25,530	2,834	587	28,951
要介護4	827	39	866	30	26,010	2,887	598	29,495
要介護5	844	39	883	30	26,520	2,944	610	30,074

30日介護保険負担分(目安)						実費込み30日利用料金(目安)		
介護度	総合計単位①	地域単価	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	25,481	10.27	26,169	52,338	78,507	155,169	181,338	207,507
要介護1	26,943		27,671	55,341	83,012	156,671	184,341	212,012
要介護2	28,135		28,895	57,790	86,684	157,895	186,790	215,684
要介護3	28,951		29,733	59,466	89,198	158,733	188,466	218,198
要介護4	29,495		30,292	60,583	90,874	159,292	189,583	219,874
要介護5	30,074		30,886	61,772	92,658	159,886	190,772	221,658

加算項目		
医療連携体制加算 I	39単位(1日)	診療所と連携し24時間体制を確保等の事業所に加算。要介護以上の方が該当。※要支援2の方は非該当です。
口腔衛生管理体制加算	30単位(月)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導がある体制に関して加算されます。
介護職員処遇改善加算 I	11.1%(月)	1月あたり所定単位の11.1%が処遇改善加算として加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算 II	2.3%(月)	1月あたり所定単位の2.3%が特定処遇改善加算として加算されます。

※上記以外で加算となる項目		
初期加算	30単位(1日)	入居から30日間は1日あたり30単位が初期加算として加算されます。また医療機関に1か月以上入院後、再入居する場合も加算されます。

※状態によって加算となる項目		
若年性認知症利用者受入加算	120単位(1日)	認知症と診断された65歳未満の方(要支援者・要介護者が該当します。)
入居者の入退院支援(認知症対応型入院時費用)	246単位(1日) ※1月/1,476単位	入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に1月に6日を限度として加算されます。
看取り介護加算	医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われている事。	
	I	72単位(1日) 死亡日以前31日以上45日以下
	II	144単位(1日) 死亡日以前4日以上30日以下
	III	680単位(1日) 死亡日以前2日又は3日
IV	1,280単位(1日) 死亡日	

おむつ代(別紙参照)	・リハビリパンツ1枚 75円～ ・パット1枚 14円～ ・おむつ1枚 78円～
------------	---

※その他 ヘアカット代等有料 ※往診に関しては上記以外の医療費となります。(調剤薬局も同様)